

議 事 録

期 日 平成31年2月26日 午前9時30分～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 福嶋信二 市野辰廣 安在昭則
佐藤公也 佐藤恒和 佐藤春男 福原良治
興梠達彦 佐藤收喜 須藤邦生 竹次民生
松川智年 甲斐泰郎
藤本道廣 尾賀徳光 坂本安則 甲斐正廣
興梠香月 甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤政信
佐藤 眞 田上孝生 林 順善 内倉眞澄
佐藤則行 佐藤弘文

欠席委員 甲斐謙二 土持陽宏

事務局 興梠晶彦 甲斐順久 児嶋尚徳 安在保久

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第4号 非農地・現況証明願について
- 5 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

7. 市野辰廣委員 10. 興梶達彦委員

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第1号-1、1号-3 関連議案

(事務局説明) 議案1-1、1-3について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 1-1について、譲渡人は町外在住で家の墓じまいに合わせて親戚である譲受人に贈与することになり、本申請となりました。該当農地は耕作はされていないが、まあ管理はされている状態ではあります。1-3について、譲渡人は1-1の譲受人です。譲渡人は譲受人から以前田を購入したことがあり、その代りに譲受人宅の傍の今回申請農地を譲るといような約束になっていたようです。草は伸びている状態です。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) ほとんど耕作されていない状態であれば、非農地証明願を出した方が良いのではないですか？

(委員) 別のものに転用する訳ではないですが、既に荒れている農地の権利移動の場合、非農地証明が先か、3条が先かという問題があります。今回は仕方ない部分もありますが、本来は非農地証明願の方が先ではないかとも考えられます。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第1号-2

(事務局説明) 議案1号-2について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 譲受人は5年前に新規就農し、今後認定申請する予定であるとのことです。今回土地改良区の役員になるにあたり、本人所有の農地があることが要件となっており、申請となりました。ちなみに該当農地はしっかり管理してあります。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 他の農地はどうなっていますか？

(担当委員) その他の農地はすべて譲受人に利用権が設定してあります。土地改良役員の農地所有要件は1筆のみで良いとのことようです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第4号 非農地証明願について

議案第4号-1

(事務局説明) 議案第4号-1について土地の表示、願出人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 願出人は今回山林を土地ぐるみ売ることになりましたが、申請農地の地目が畑になっていたためこの申請となりました。ちなみに該当地は10年以上前から杉林の一部のような様相であったということです。

(議長) それでは4号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) ここは今から植林するのですか？

(担当委員) そうです。山林を周辺の土地ぐるみで買っているところが多いので、中には地目が農地になっているところもあるようです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第4号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 5 号－ 1

(事務局説明) 上記について土地の表示、貸付人、借受人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 今回の農地はもともと貸付人の夫が宮崎県農業振興公社に対して中間管理事業として貸し付けていたものですが、その夫が亡くなったため、相続人である貸付人と公社との間で再度契約を結ぶものであります。

(議長) それでは 5 号－ 1 につきまして質疑をお受けします。

(委員) 貸し付けた後の農地は誰が耕作しているのですか？

(担当委員) 近所の方が作っています。去年は WCS で、今年はイタリアンを植えています。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号－ 1 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

議案第 5 号－ 2

(事務局説明) 上記について土地の表示、譲渡人、譲受人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 譲受人は退職後に農業に専念しています。申請地の隣に譲受人の堆肥舎があり、地続きになっているので 4 年前にも購入を希望しましたが、譲渡人との金額交渉が折り合わず、1 度流れています。今回両者の間で金額設定をまとめることができたので、売買による所有権移転の申請ができる状態となりました。

(議長) それでは 5 号－ 2 につきまして質疑をお受けします。

(委員) 隣にあるという堆肥舎は以前に作ったものですか？

(担当委員) ずっと前からあったものです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号－ 2 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

議案第 5 号－ 3

(事務局説明) 上記について土地の表示、申請人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 借受人は地域おこし協力隊として本町で茶業振興に努めています。生葉から加工までをしたと思っていた折、貸付人農地の前借受人からの返却のタイミングが一致したことで本申請となりました。

(議長) それでは 5 号－3 につきまして質疑をお受けします。

(委員) 加工はどこで行うのですか？

(担当委員) 中川登の茶工場で行う予定です。

(補足) 借受人は茶業振興選任として JA に出向しており、地元茶農家の弟子として頑張っています。意気込みもあるようです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号－ 3 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

(議長) ありがとうございました。議案については以上です。